

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 共働き夫婦の扶養、認定基準を明確化

適用日: 2021年8月1日

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について、年収が多い方の健康保険の被扶養者とする事になっていきますが、「年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられる」という問題があったため、被扶養認定の具体的かつ明確な基準が示されました。

### 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合

- 被保険者の**年間収入(過去・現時点・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)**が多い方の被扶養者とする。  
※改正前は「前年分の年間収入」
- 夫婦双方の年間収入の差額が「**多い方の1割以内**」である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。  
※改正前は「同程度」

### 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合

被用者保険の被保険者	年間収入(過去・現時点・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)
国民健康保険の被保険者	直近の年間所得で見込んだ年間収入

上記を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とする。

### 育児休業等取得で一時的に収入が減少した場合

当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から、特例的に被扶養者を異動しないこととする。

## 外国人雇用の際の注意点

先日求人広告を出したところ、外国人の方の応募がありました。実務経験もあるようなので採用を検討していますが、外国人採用は初めての為、何か注意することがあれば教えてください。



①

まずは在留カードやパスポートで就労が認められた在留資格かどうか、在留期限を過ぎているか確認しましょう。原則として「文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在」は認められていません。ただし「留学、家族滞在」は入国管理局で資格外活動の許可を受ければ週28時間まで就労可能です。留学の場合、教育機関の長期休業期間は1日8時間まで就労可能です。

なお、「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」は就労制限はありません。



②

採用後に届出等は必要でしょうか。



③

はい、採用したらハローワークに届け出る必要があります。

雇用保険加入要件に該当する場合は、日本人同様『雇用保険被保険者資格取得届』を提出しますが、外国人は国籍・地域や在留資格等を記入する必要があります。

雇用保険加入要件に該当しない場合は『外国人雇用状況届出書』を当該外国人が勤務する事業所の住所を管轄するハローワークに提出します。



④

外国人については雇用保険に加入しなくても届出が必要ということですね。

ちなみに退職したときも届出は必要でしょうか。



⑤

退職の際も、雇用保険加入者は『雇用保険被保険者資格喪失届』を、未加入者は『外国人雇用状況届出書』を提出します。

その他の注意点として、就労が認められている在留資格についても、在留資格に定められた範囲で活動が可能のため、就労させようとする仕事の内容が在留資格の範囲内であればなりません。

また、在留資格を更新せず在留期間が終了した状態で働くと、不法就労になってしまいます。在留期間をきちんと管理し、在留期間が満了する前に在留資格を更新するよう促しましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-0872  
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2021.7.16

